

特定商取引法に基づく表記

「54 Golf Range (54 ゴルフレンジ)」における役務提供契約（WEB入会・施設利用）について、特定商取引に関する法律第11条に基づき以下の通り表示いたします。

1. 販売事業者

- 運営会社： フィフティフォー・ゴルフ・マネジメント株式会社
- 施設名： 54 Golf Range (54 ゴルフレンジ)
- 本所在地： 〒108-0023 東京都港区芝浦3-6-12 CADRE tamachi 2F
- 電話番号： 03-4241-4942
 - 受付時間： 10:00～18:00（スタッフ勤務日）
- 代表者または運営責任者： 星野 豪史
- メールアドレス： info@54golfrange.com

2. 販売価格（役務の対価）

- 入会金： 16,500円（税込）
- 年会費： 16,500円（税込）
- 月会費： 各料金プラン（プラン一覧ページ）に記載の通り
 - <http://54golfrange.com>
 - ※価格はすべて消費税を含んだ総額表示です。

3. 販売価格以外に必要な費用

- 消費税： 販売価格に含まれます。
- 通信料： 当サイトの閲覧、入会手続き、専用アプリの利用等に関わるインターネット接続費用および通信費用はお客様のご負担となります（金額は契約される通信事業者により異なります）。
- 交通費： 店舗までの交通費や車両燃料費等の実費。
- 駐車料金： 店舗に専用駐車場はございませんので、近隣の時間貸し駐車場料金は自己負担となります。

4. 代金の支払方法と支払時期

- 支払方法： クレジットカード決済、口座振替
- 支払時期：
 - 初期費用（入会金・年会費等）： WEB入会申込み時にお支払い決済手続きをいただきます。
 - 継続月会費： クレジットカード： 毎月20日、口座振替： 毎月27日に翌月分（または当月分）を請求いたします。
 - 実際の引き落とし日は、ご利用のクレジットカード会社、口座振替金融機関の規定に基づきます。

5. 役務の提供時期（サービス利用開始時期）

- WEB入会手続及び初期費用の決済並びに当社所定の利用開始手続が完了した後、利用可能となります。
- セキュリティキーの受渡し等の手続が必要な場合は、当該手続完了後より利用可能となります。

6. 申込みの撤回又は解除に関する事項（退会・解約・休会条件）

【退会・解約について】

- **退会条件・期限：** 毎月5日の間までに、所定の手続き（WEBフォームからの申請）を完了いただいた場合、翌月末日をもって退会となります。 6日以降のお手続きの場合、翌々月末日での退会となり、当月と翌月分、及び翌々月分の会費が発生いたします。
- **未利用時の取扱い：** 退会手続きが完了するまでは、施設のご利用がない場合でも通常の会費が発生いたします。
- **最低継続期間：** キャンペーン適用等により最低継続期間の定めがある場合は、その期間内の解約に際し所定の違約金が発生する場合があります。

【休会について】

- **休会条件・期限：** 休会を希望する月の前月5日までに所定の手続きを完了いただいた場合、翌月1日より休会となります。
- **休会手続の遅滞：** 6日以降のお手続きの場合、翌々月からの休会適用となり、翌月分は通常の会費が発生いたします。
- **休会の制限：** キャンペーン適用等により最低継続期間の定めがある場合は、継続期間に通算しないものとします。
- **休会期間の上限と自動復帰：** 1回の休会期間は最長2ヶ月までとします。休会期間が満了した場合、翌月より自動的に元のプランへ復帰となり、通常の月会費の請求が再開されます。引き続き休会（または退会）を希望される場合は、復帰月の前月5日までに再度お手続きが必要です。

【未利用時の取扱いについて】

退会・休会手続きが完了するまでは、施設のご利用がない場合でも通常の会費が発生いたします。

7. 返品・返金特約

役務の性質上、会員登録及び利用契約の成立後は、お客様の都合による申込みの撤回、契約の解除、キャンセル又は返金には応じられません。なお、入会金及び月会費その他既に発生した料金は返還いたしません。ただし、年会費その他返金について利用規約に別段の定めがある場合、又は法令により返金義務が生じる場合は、利用規約及び法令に従って取り扱うものとします。

8. 前払式通信販売の承諾等の通知（特商法第13条に基づく表示）

- WEB入会により代金（対価）を事前に受領する場合、特定商取引法第13条に基づき、以下の事項を記載した「お申し込み承諾の通知」メールを、ご登録いただいたアドレス宛に遅滞なく送信いたします。
 1. お申し込みの承諾の有無
 2. 事業者の名称、住所、電話番号
 3. 受領した金銭の額
 4. 当該金銭を受領した年月日
 5. 申込みを受けた役務の種類
 6. 役務の提供時期（利用開始時期）

制定日：2026年7月1日